學濟經學大國帝都京

號

港六十四第

行發且一月六年三十和略

, 	行 数 	日一月六年三十和昭
本誌第四十六卷總月錄	- 率	論 叢

禁

轉 載

臨時稅法 の整 理

汐 見 三 狼

臨時税法による増税と減税

の兩方面に於て增稅と減稅との二つが行はれた。議會 昭和十二年から昭和十三年にかけて國稅と地方稅と

(第七十囘帝國議會

別にすると次の如くである。

臨時租稅增徵法其他による增稅(平年度約四億圓)

臨時地方財政補給金による減稅(一億圓)

中第七十一囘帝國議會

北支事件特別税法による増税(約一億圓)

(7)第七十三囘帝國議會

税制の部分的改正(所得稅、 相續稅、 登錄稅、

酒稅)

支那事變特別稅法及臨時利得稅法改正により增稅

(收入に殆んど增減なし)

(平年度約三億圓)

九五三 第六號 三九

第四十六卷

臨時租稅措置法による減稅(平年度約四百萬圓)

臨時地方財政補給金による減稅(一億三千萬圓

記すると次の如くである。

・ の場が、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののの ののでは、 のののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のので

四十二號で改正せられたが臨時租税增徴法そのものは三號)である。其後に昭和十三年三月三十一日法律第になる臨時租稅增徵法(昭和十二年三月三十日法律第先づ第一に行はれたのは林內閣の結城大藏大臣の手

題としてゐるのは實は此の稅法である。今も尙行はれてゐる。臨時稅法の整理として筆者が問

税法は廢止せらるゝに至つた。
のである。然し昭和十三年四月一日より北支事件特別
税法(昭和十二年八月十二日法律第六十六號)を定めた
起其の財源の一部として賀屋大蔵大臣は北支事件特別

一號)を定めたる所以である。
那事變特別稅法(昭和十三年三月三十一日法律第五十稅法に代ゆる新稅法を必要とした。賀屋大藏大臣が支北支事件が支那事變に發展するに及び北支事件特別

も適用出來る様に改正を加へた。
を目標として定められたものであるが之を支那事變に日法律第四十五號)である。本稅法は元來は滿洲事件をは臨時利得稅法中改正法律(昭和十三年三月三十一支那事變特別稅法と共に非常時穩法として注目すべ

とするものであるが、事變の爲め經濟上に惡影響を受支那事變特別稅法及臨時利得稅法改正は增稅を主服

となつたのである。和十三年三月三十一日法律第五十二號)を制定する事けたる人の負擔を輕減する為めに臨時租稅措置法(昭

關係を複雜化せしめた缺點も有してゐる。 特別税法と臨時利得税法改正法律と臨時租税措置法と 法の整理を說く所以である。 (T) 0 Ø 安全感を保つに役立つ所が大であるが、 五. 他に臨時租稅增徵法と北支事件特別稅法と支那事 つの臨時稅法 述の如く現行稅法として過去一年の が設けられてゐる。 此事は我國 間に基本税 同時に ζ_ れ臨時税 負擔 財政 法

- 國税の複雜化

我が國稅が歲入豫算に整理せられてゐる形式を見るに別稅法のみによつて定められてゐるものもある。更に徵法と支那事變特別稅法との二つ又は一つによつて增徵法と支那事變特別稅法との二つ又は一つによつて增問題を國稅の增稅のみに限つて見る。國稅の大多數問題を國稅の增稅のみに限つて見る。國稅の大多數

てゐる。複雜なる我が國稅を根據稅法別と豫算別とに經常部に屬するものと臨時部に屬するものとが交錯し

示せば次の結果を得るのである。

(7基本税法のみのもの(歳入經常部に屬す)

鑛區稅、⑸砂鑛區稅、⑹外貨債特別稅、⑺兌換銀行⑴地租、⑵個人營業收益稅、⑶採掘鑛區稅、⑷試掘

券發行稅、(8)清凉飲料稅、(9)有價證券移轉稅、(1)雜

物消費稅、11揮發油稅、12登錄稅、13狩獵兇許稅、

(1)骨牌稅、(5)印紙稅、(1)關稅、(1)噸稅

()基本税法と臨時租税増徴法とによるもの (歳入經常

部に属す)

(1)法人營業收益稅、②資本利子稅、③相續稅、4)擴

ハ基本税法と臨時租稅增徴法と支那事變特別稅法とに)産稅、⑸酒稅、⑹取引所營業稅

⑴所得稅、⑵砂糖消費稅、⑶取引所取引稅よるもの(歲入經常部に屬す)

常部に屬す)(1)所得稅、②砂糖消費稅、③取引所取引稅

第四十六卷 九五五 第六號 一四一

臨時稅法

の整

時税法の整 理

法人資本稅

(小基本税法と臨時租稅增徴法と臨時利得稅法改正法律) によるもの(蕨入臨時部に屬す)

(1)臨時利得稅

支那事變特別稅法のみによるもの (歳入臨時部に屬

る

かで

ある。

通行稅、 ①利益配當稅、②公債及社債利子稅、 (5) 入場稅、 (6)特別入場稅 (3) 物品稅、 (4)

時租 臨時租税增徴法が加はつたものが六つ、基本稅法と臨 數に於て我が國稅の半分を占め額に於て我が國稅の大 であるが、此等の國稅の收入額は極めて僅かである。 時租税增徴法及び支那事變特別稅と交渉を持たないの 基本税法と臨時租税增徴法と臨時利得税法改正法律に 部分を占める其他の國稅について見ると、 O であるが便宜上三十四として置く一の中で半數は臨 我國の國稅三十四 基本税法と支那事變特別稅法とによるもの一つ、 |税増徴法と 支那事變 特別稅法 とによる ものが三 ―正確に云へば多少の增減を見る 基本稅法に

第四十六卷 九五六 第六號 四二

となつてゐる。 よるも <u>0</u> つ、 支那事變特別 税法のみによるも が六 0

の臨時税法が如何に重大なる役割を演じてゐるかを知 重要であるが、 我が國稅の全貌を一瞥するに、基本稅法はもとより 臨時租稅增徵法と支那事變特別稅 法等

Ξ 臨時租稅增徵法と支那事變特別 稅法

との比較

稅、 酒稅、 得稅、 てゐる事は、 對立してゐるのである。 ヲ課ス」と相ならんで臨時税法の形をとり基本税法と 及社债利子稅、 税法第一條の「當分ノ內本法ニ依リ所得稅、 鑛及銀鑛ニ特別鑛産税ヲ課ス」と定め、 臨時租税增徴法は第一條に「當分ノ內本法ニ依 砂糖消費稅及取引所稅ヲ增徵シ利益配當稅、 砂糖消費稅、 法人ノ營業收益稅、資本利子稅、相續稅、鍍産稅 道府縣市町 通行稅、 取引所稅及臨時利得稅ヲ增徵シ金 入場稅、 兩税法が臨時的の性質を有し 村等の地方團體 特別入場稅及物品稅 支那事變特別 が此等の 法人資本 リ所

市町村 品税ニ付附加税ヲ課スルコト 爲ル部分ヲ含マズ)又ハ本法ニ依リ課スル利益配當稅、 ある。 ŀ + 含マズ)又ハ本法ニ依リ課スル特別鑛産税ニ付附 ス ル 公債及社債利子稅、 本法ニ依リ増徴スル稅額 ヺ (第七條及第二十二條ノ 規定ニ依り増額ト 爲ル部分ヲ 、課スル 丰 市 町村 ハ第六條ノ規定ニ依リ課スル所得稅ノ附加稅ヲ課 條が コトラ得」と定めてゐるのである。 卽ち臨時租稅增徵法第二十條が「北海道、 共ノ他ノ コトヲ得ズ」と定め、 ニ限リ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル 「北海道 公共團體ハ 本法ニ依リ 増徴スル 通行稅、 府縣、 (第七條ノ規定ニ依リ増額ト 市町村共ノ他ノ公共團體 入場稅、 ヲ得ズ但シ特別ノ事情ア 支那事變特別稅法第六 特別入場稅及物 府縣 加 稅額 稅

10

と對し附

加税を課し得ない事によつても知られるので

七十六條に「本法ハ支那事變終了後其ノ翌年十二月三に、決してそうではない。即ち支那事變特別稅法が第法が同じ 程度に 臨時的の性質 を有して ゐるかと云ふ然らば臨時租稅增徵法と支那事變特別稅法との兩稅

税増徴法が基本税法に比し臨時 + 特別税法に比し恒久的なるを知るのである。 那事變特別税と異つてゐる所以である。 之を止め……」の希望決議を加へてゐるに拘らず、 貴族院が めざる規定を設け、 且つ「當分ノ内」の法文を加 のである。 時租税増徴法は法文上に廢止 適用を昭和十二年度に限定し……」 日迄ニ之ヲ廢止スル 「臨時租税増徴法の施行は昭 これ臨時租稅增徵法に「臨時」の文字を冠 更に衆議院が「臨時租稅增徴 モノト の時期を明示してゐ 地方附加税の賦課を認 的なるに反し支那事 ス」とあるに の附帶決議をな 和十二年度限 かくて臨時 對 Ļ 法 な 租 支 臨 Ø 變 ŋ

藏大臣が臨時租税増徴法を案出したのである。 ح めに豫算面に相當額の經常收入缺陷を生じたのである。 せられてゐたのであるが、 制案が行はれるものとして昭和十二年度豫算案が編 成立の事情を異にしてゐるのである。 Ø 思ふに支那事變特別稅法と臨時租稅增徵法とは 歳入缺陷を補 ٤. 應急處置として林 廣田内閣の突然の辭職 即ち所謂馬場 內閣 0 結城大 かくて 其 0 爲 成 稅 Ø

時税法の整理

第四十六卷 九五七 第六號 一四三

税法が支那事變の産物なる事を知るのである。 地事變特別稅が設けられる事となつた。支那事變特別稅が勃發するに及び事件費の一部を支辦する爲めに設けが勃發するに及び事件費の一部を支辦する爲めに設けが勃發するに及び事件費の一部を支辦する爲めに設けが勃發するに及び事件費の一部を支辦する爲めに設けが制度は近後の人間である。之に反し北支事件特別稅法は北支事件をいのである。

ある。 得 臨時税法として臨時利得税法を考へねばならぬ。 は臨時租 である。 得に課税する事となり支那事變に適應する様にしたの 度は更に昭和九、十、 利得稅法は昭和四、五、六年を基準年度として臨時利 定められてゐないが、 b 尙、 に課税するものであつて滿洲事件の産物である。 酸止 臨時租稅增徵法と支那事變特別稅法との外に、 支那事變と關係のある點では臨時利得稅法は支 税増徴法と共通點を有し支那事變特別稅法 これ亦「臨時」の名を冠しながら廢止 Ø 時期が定められない 支那事變とは關係の深いもので 十一年を基準年度として臨時利 點では臨時利得稅法 Ø 時 臨時 期 今 لے が

> 云ふ國稅の複雜化の惱みを見受けられる。 所に、專門家でなければ負擔關係が明かにされないとてゐるのである。この三種の臨時稅法が交錯してゐる那事變特別稅法と同樣であつて臨時租稅增徵法と異つ

四 臨時租税增徴法の處置

意味に於て筆者は臨時稅法の整理を希望し其の第一 目瞭然となつてゐる事が何としても必要である。 更に支那事變と云ふ非常事件が起つた時に國民は其上 民は平素からどれだけの負擔をして居らね ましい事ではない。 税法と臨時利得税法とが交錯し専門家でなければ國民 として臨時租税増徴法の處置を考へたいのである。 にどれだけの負擔をせねばならぬ の負擔關係を正確に理解し得ないと云ふのは決して好 ある。然し基本稅法と臨時租稅增徵法と支那事變特別 の安全感を保つべき事について誰 國家非常時に際し全國民が擧つて租稅を負擔し財政 少くとも我國財政の か しも異論 此間の消息が 現狀として國 の無 ばならぬ 所 一步 Ø カュ 7

部分を基本税法に併合せしめんとするのが筆者の提案ち臨時租税増徴法を廢止し其の規定の中で生きてゐる

である。

法改正 あり、 る。 那事變 特別稅法 との二つ により計算 せられる事もあ ち基本稅法と支那事變特別稅法との二つで稅率が計算 には、 法中改正法律附則第三條 法第十九條によつて増徴せられたるものが臨時利得稅 せられ臨時租税增徴法が全く無視せられてゐる場合も 税法とが交錯してゐる場合については複雑である。 は簡單である。 我が國稅の 更に臨時利得稅法の場合であるが、 又は支那事變特別稅法のみで定められてゐるもの 又臨時租稅增徵法の規定するに止まるものも問題 により 昭 基本税法が全く無視せられ臨時租稅增徵法と支 臨時租税增徴法は 和十三年一月一 排除せられてゐるのである。 中で基本 然るに臨時租稅增徵法と支那事變特別 税法のみで 定められ てゐるも 日以後ニ終了スル法人ノ各事 何等の關係を持たないのであ 「臨時租稅增徵法第十九條ノ 臨時租稅增徵 臨時利得稅 [2]]

> 三階、 爲めである。 る。 臨時利得税ニ就テハ之ヲ適用セズ」の規定がこれであ 業年度分ノ臨時利得稅及昭和十三年度分以降ノ個人ノ 徴法を除く事が我が國稅を直截簡明にする る。 第二階、第三階の何れか一つだけが用をなし、 る。 取り除かれてゐる場合を往々にして見受け して表面三階建の觀を呈しながら第一階又は第二階 他の部分については或は第一階と第二階、第二階と第 法と云ふ第三階とにより我が國稅が組織せられてゐる 一階と臨時租税増徴法と云ふ第二階と支那事變特別稅 要するに中途半端の存在たる第二階の臨時租稅 かくの如き混亂は何に基くか。基本稅法と云ふ第 第一階と第三階とが役立つてゐるのである。 而して國稅の或部分については第一階 る 所 以 の 國稅 Ċ C īmi あ あ 增 が Ø

久的の基本税法と臨時的の支那事變特別税法との間に時税制を組織せん事を望んでゐるのでなからうか。恒法と臨時的の支那事變特別稅法との二本建てにて非常非常時に處する國民の氣持としては恒久的の基本稅

時税法の整理

第四十六卷 九五九 第六號 一四五

臨時税法の整理

であると信ずるのである。の規定は原則として之を基本稅法の中に組入れるべき介在する半臨時的にして半恒久的なる臨時租稅增徵法

行は昭和十二年度限り之を止め……」と決議してゐる 央地方に通ずる税制の根本的改革と關連を有してゐる 實は昭和十三年度には中央地方に通ずる稅制の根本的 $\overline{}$ 延期となつてゐる。 改革が行はれる筈であつたが、 通常議會に提出すべし……」の希望決議を行つてゐる。 ……」と決議し貴族院に於ては「臨時租稅增徵法の施 し貴族院は「……中央地方を通ずる稅制改正案を次の **を通する根本的税制改革を行ひ……」の附帶決議をな** に第七十囘帝國議會に於ても衆議院は「……中央地方 ある。 は「臨時租稅增徵法の適用を昭和十二年度に限 である。 我國の稅制については根本的改革が要望せられ、 もし臨時租税増徴法を基本稅法に組入れて恒 훼 決して之を恒久化してはならぬと云ふ 述の如く臨時租稅增徵法は、衆議院に 臨時租稅增徵法の問題も、 **圖らずも事變の爲めに** との中 定し の 於 現

第四十六卷 九六〇 第六號 一四六

る。 臨時租稅增徵法を基本稅法に組入れても 儘に終り、 法に組入れなくても稅制改革を行はない心算ならば其 根本的改革が 族院との決議が無視せられ、 と結びつける所に無理が存してゐる。 生じないのである。 久化する様な事があると、其の結果として衆議院と貴 筆者の見る所によれば、 **街も税制改革を行ふと云ふ勇猛心があれば** 行はれな くなる虞 があると 云ふのであ 臨時租稅增徵法を根本的稅制改革 臨時租稅增徵法を基本稅 中央地方に通ずる税制 何等 の差支を

ĄĴ が 臨時租稅增徵法は廢止せられる事となる。 を解體して其の大部分を基本稅法に包含せしめる必要 税制度に改める為めには、 改革を暫く延期するのであれば臨時稅法を整理する第 一段の 方法として 臨時租税増 徴法を處置 えある。 根本的税制改革を直ちに行ふのであれば、 三階建の複雑なる國稅制度を二階建の簡單 何としても臨時租税増徴法 せね 根本的稅制 もとより すなる國 んばなら